

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準に盛り込むべき事項（案）

特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）に関する国会審議等のこれまでの議論を踏まえ、法第18条第1項に規定する運用基準に盛り込むべきと考えられる事項は、次のとおり。

1 基本的な考え方

特定秘密の漏えいの防止と、国民の知る権利、プライバシーの保護などの諸観点とのバランスを図るべきことについて記載する。

《参考》

- 国会審議において、特定秘密の保護と国民の知る権利のバランスを図るべき旨、プライバシーに配慮する旨答弁。

2 特定秘密の指定

(1) 指定の要件（法第3条第1項及び別表関係）

《参考》

- 国会審議において、特定秘密の指定について事項の細目など更に細かい基準を作成・公表する旨答弁。

ア 別表該当性

法別表各号に掲げる事項の細目を例示する。

【検討事項】

- 事項の細目の記載方法（イメージは以下のとおり。）

【別表第1号（防衛に関する事項）】

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

〈運用に関する見積り〉

- 防衛出動時等の自衛隊の対処に関する計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析又は予測

○ ……

〈運用に関する計画〉

- 防衛、警備等に関する計画（○年）
- ……

※ 「(○年)」との記載については、(2)参照。

イ 非公知性

非公知性が認められない場合の具体例等を例示する。

【検討事項】

- 外国政府が同一性を有する情報を公表している場合には、たとえ我が国政府が公表していなくても、指定の要件を欠くことを明記するか。

ウ 特段の秘匿の必要性

「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ」の判断基準を例示する。

【検討事項】

- 特段の秘匿の必要性がある場合を網羅的に列挙することは困難であるが、具体例又は判断要素を記載するか。

エ 留意事項

濫用的な指定の禁止、公益通報者の保護について記載する。

《参考》

- 国会審議において、違法な指定、公益通報者の保護等について運用基準において検討する旨答弁。

【検討事項】

- 違法行為の事実その他の本来公表すべき情報を隠蔽するために特定秘密の指定が濫用されることはあってはならない旨を明記するか。
- 公益通報者の保護については、公益通報者保護法の規定によるものではあるものの、本基準にも明記するか。

(2) 指定の有効期間の設定（法第4条第1項関係）

法別表に掲げる事項の細目ごとに、可能なものについて有効期間の基準を例示する。

《参考》

- 国会審議において有効期間の基準を定める旨答弁。

【検討事項】

- 法第4条第1項において指定の有効期間は5年を超えない範囲内において定めることとされており、有効期間の基準についても、5年を超えない範囲内において定めることとするか。
- 指定の有効期間の延長が予定される場合には、延長を含めた通算の有効期間の基準を定めることとするか。
- 有効期間の基準の記載方法は、「○～○年」といった幅を持たせたり、年数を記載することなく、例えば、「交渉終了まで」などと記載したりすることもあることとするか。

(3) 指定手続（法第3条第2項関係）

指定に関する記録の記載要領等について記載する。

《参考》

- 国会審議において、指定の手續について検討すること、また、指定に関する記録には、指定される情報の内容、該当する別表の号といった事項を記録して指定の要件を満たしていることを示したい旨答弁。
- 指定に関する記録の記載事項については、政令に規定予定。

3 特定秘密の指定の解除等

(1) 指定の有効期間の延長（法第4条第2項から第4項関係）

通常の延長、通じて30年を超える延長の場合の措置について記載する。

《参考》

- 指定の有効期間の延長の方法については、政令に規定予定。
- 国会審議において、30年を超える指定の延長は法第4条第4項の7項目に限定することを運用基準に盛り込みたい旨答弁。

(2) 指定の解除（法第4条第7条関係）

平素からの指定の要件充足性の点検等について記載する。

《参考》

- 指定の解除の方法については、政令に規定予定（指定が解除された旨の表示、解除の関係者への通知等）。

【検討事項】

- 平素から指定の要件充足性の点検を行うことは当然であるが、あえて明記するか。

(3) 指定が解除された特定秘密が記録された行政文書等で保存期間が満了したものの取扱い（法第4条第6項関係）

特定秘密が記録された行政文書等についても、公文書管理法が当然に適用される旨を明らかにするとともに、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密が記録されていた行政文書等で保存期間が満了したものの国立公文書館等への移管等について記載する。

《参考》

- 法第4条第6項は、30年を超える特定秘密の延長について内閣の承認が得られなかった場合に、特定秘密が記録された行政文書等を保存期間の満了とともに国立公文書館等に移管することを定めたもの。
- 国会審議においては、30年を超える特定秘密の指定が解除された場合についても、特定秘密が記録された行政文書等を国立公文書館等に移管することを運用基準に明記する旨答弁。
- なお、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密が記載された行政文書等であっても、長期間特定秘密として指定されるものについては、特定秘密の指定が解除された後、国立公文書館等への移管が適切に行われるよう、ルールを検討する旨答弁。

【検討事項】

- 特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密が記録された行政文書等については、特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管するか。
- 指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密が記録された行政文書等について、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年に近いことその他に、歴史公文書等への該当性を判断する基準を定めることは可能か。

4 適性評価の実施

(1) 評価対象者（法第12条第1項及び第15条第1項関係）

適性評価の評価対象者となる者、適性評価を実施するタイミング等を例示する。

【検討事項】

- 新規採用者の取扱いや、法第12条第1項第3号及び第15条第1項第3号に規定する「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を具体的に例示するか。

(2) 適性評価の手続（法第12条第2項から第4項及び第15条第2項関係）

《参考》

- 国会審議において、調査方法等の細目を運用基準に定める旨や、評価対象者に記載をさせる質問票の記載事項を公表する旨答弁。

ア 評価対象者に対する告知と評価対象者の同意の取得

告知と同意のための書式や手続について記載する。

《参考》

- 政令において、告知と同意は、書面により行うことを規定する予定。

【検討事項】

- 告知と同意の書式を運用基準に明記するか。

イ 評価対象者による「適性評価質問票」の提出

評価対象者が「適性評価質問票」に記載し、行政機関の長に提出すること等について記載する。

《参考》

- 政令において、適性評価の実施に当たって、評価対象者が書面に必要な事項を記載する旨規定する予定。

【検討事項】

- 具体的な「適性評価質問票」を運用基準に明記するか。

(3) 評価の基準（法第12条第1項・第2項及び第15条関係）

評価を行うに当たって考慮すべき事項について記載する。

【検討事項】

- 評価の観点や評価の基準を調査事項ごとにどの程度具体的に記載することが可能か。

(4) 結果及び理由の通知（法第13条及び第15条第2項関係）

結果の通知の在り方及び理由の通知に当たって考慮すべき事項について記載する。

【検討事項】

- 結果の通知の具体的な様式を運用基準に明記するか。

(5) 適性評価に関する個人情報の保管（法第16条関係）

適性評価に関する個人情報の厳格な管理や保管年数について記載する。

《参考》

- 国会審議において、情報の管理、保管期間等について検討する旨答弁。

(6) 苦情の申出に対する対応（法第14条及び第15条第2項関係）

苦情対応の手順、苦情の処理の結果の通知の在り方等について記載する。

《参考》

- 法第14条第1項において、苦情の申出は書面により行う旨規定。

(7) 留意事項

適性評価の実施に当たり、行政機関が留意すべき事項について記載する。

《参考》

- 国会審議において、運用基準で定める旨答弁。
- 法第16条では、国家公務員法上の懲戒事由等に該当する疑いがある場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために、適性評価に関する個人情報を利用・提供することを禁止。

【検討事項】

- プライバシーへの配慮、特定秘密の保護の目的のための適性評価に関する個人情報の利用・提供の具体例について明記するか。

5 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況の報告等（法第18条第3項及び第19条関係）

《参考》

- 情報保全諮問会議、国会への報告と公表の対象は、法では、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況」と規定。
- 国会審議において、特定秘密の指定、更新、解除等の件数、その他参考となる事項を報告・公表する旨答弁。

(1) 内閣総理大臣への報告

内閣総理大臣への報告事項について記載する。

【検討事項】

- 行政機関の長は、保全監視委員会（仮称）を通じて、内閣総理大臣に報告を行うか。

- 報告事項としては、例えば、次の事項が考えられるか。
 - ・ 特定秘密の指定、更新、解除の件数
 - ・ 指定が解除された特定秘密が記録された行政文書等を国立公文書館等に移管した件数
 - ・ 指定が解除された特定秘密が記録された行政文書等を廃棄した件数
 - ・ 適性評価の実施件数
 - ・ 適性評価の実施についての不同意件数
 - ・ 適性評価に関する苦情件数と主な改善事例
 - ・ その他参考となる事項

(2) 情報保全諮問会議への報告（法第18条第3項）

内閣総理大臣による情報保全諮問会議（法第18条第2項に規定する者）への報告について記載する。

(3) 国会への報告及び公表（法第19条）

政府による国会への報告と公表について記載する。

※ チェック機関との関係

【検討事項】

- 内閣官房に設置される保全監視委員会（仮称）、内閣府に設置される独立公文書管理監（仮称）と、その下に置かれる情報保全監察室（仮称）の権限や所掌事務について、米国の省庁間上訴委員会及び情報保全監督局を参考としつつ検討し、その検討状況を踏まえ、新たに設置されることとなるこれらチェック機関との関係（例えば、情報保全監察室（仮称）から特定秘密の指定を解除するよう是正を求められた場合に、指定を行った行政機関の長が必要な措置をとることとするなど）を運用基準にも明記するか。

(1) 保全監視委員会（仮称）

《参考》

- 4党合意では、「保全監視委員会」の設置は、法第18条第4項に基づくものである旨記載。
- 国会審議において、特定秘密の指定、解除等について内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、閣議決定により、内閣官房にインテリジェンスコミュニティを中核とする、保全監視委員会（仮称）を設置する旨答弁。

(2) 独立公文書管理監（仮称）と、その下に置かれる情報保全監察室（仮称）

《参考》

- 法附則第9条では、特定秘密の指定等について「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」の設置について検討する旨規定。

- 4党合意では、「内閣府に情報保全監察に関する機関を政令（または立法措置が必要な場合には立法）により設置する」旨記載。
- 国会審議において、本法の施行までに内閣府に審議官級の独立公文書管理監（仮称）と、その下に20人規模の情報保全監察室（仮称）を設置し、行政機関による個別の特定秘密の指定等をチェックすること、さらに、その上で、法令の改正により、できる限り早期に情報保全監察室（仮称）を局へ格上げする旨答弁。